

Info  
1

## 税金の納め忘れはありませんか

### 11月と12月は滞納整理強化月間です

税の公平性を確保するため、11月と12月を「滞納整理強化月間」と定め、県下一斉に滞納処分（財産の差し押さえなど）の強化をします。この期間、市でも納めるべき税金が納付されていない状態が続いている人への滞納処分を集中的に行います。

税金の納め忘れがないか確認し、納期内納付をお願いします。

**問い合わせ** 税務課管理徴収係（☎35-0910）



#### ■納税は国民の三大義務の一つです

道路や公園などの公共施設の整備をはじめ、福祉、教育、保健、消防、ごみ処理など、皆さんの暮らしに欠かせない公共サービスは、市民一人ひとりが納める市税など（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など）が支えています。

#### ■納期内の納付をお願いします

市では、税金を納期限までに納めなかった人に、まず督促状を送付します。督促状を発送した日から10日を経過しても納付されなかった場合には、財産の差し押さえなどの滞納処分を行います。税金を滞納すると、延滞金が発生し、本来納めるべき税額よりも多く納めることになります。納期内の自主的な納付に協力をお願いします。

#### ■納付は身近な場所で手軽に行えます

市税などの納付は、全国の主なコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリ「PayPay」「LINEPay」を使用して、曜日や時間を気にせず、いつでも納付することができます。手数料もかかりませんので、ぜひ利用ください。※コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで使用できない納付書もあります。詳細は上記へ問い合わせください。

#### 納税には口座振替が便利です

金融機関が指定の口座から自動的に振り替えて税金を納付するので、納め忘れもなく安心です。時間のない人はぜひ利用ください。預金通帳と通帳印を持参のうえ、取扱金融機関にて申し込みください。※取扱金融機関については、右記からご確認ください。



Info  
2

## まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に伴う小規模企業者応援給付金

まん延防止等重点措置や緊急事態措置の影響を受け売上が減少した、市内小規模企業者に対する給付金を支給します。

**問い合わせ** 農業者：農林課農業振興係（☎35-0938）

その他の事業者：商工観光課商工観光係（☎35-0936）



**対象者** 次の①～④全てに該当する小規模企業者<sup>(※)</sup>

- ①令和2年9月末日時点で市内で事業を営んでおり、今後事業を継続する意思があること
- ②令和3年8月または9月の売上高が、前年または前々年の同月比で30%以上減少していること
- ③前年または前々年同月の売上高が40万円以上であること
- ④静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の対象者でないこと

※中小企業者のうち、常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業については5人）以下で、市内に主たる事務所または事業所を有する事業主

#### 給付額

- ・常時使用する従業員（専従者含む）がいる場合 15万円
  - ・常時使用する従業員がいない場合 10万円
- ※給付は1事業主あたり1回まで

**申請期限** 12月10日（金）

**申請方法** 電子申請または郵送

郵送の場合は申請期限内の消印有効申請書の様式や電子申請の方法は、市ホームページ（右記）に掲載しています。

**注意事項** この給付金は、静岡県の協力金との併給（一緒に受給すること）はできません。ただし、国の月次支援金と県の応援金との併給は可能です。

